

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算の翌日は、その
休日がと日)

うに保安林の指定を解除する。

平成九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字検校屋敷五九三・五九四・字下モ山五九五・五九五の一・五九六の一・五九六の二・五九七の一・五九九の一(以上八筆について次の図に示す部分に限る)、五九七の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百二十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

- | | |
|---|------------|
| <p>◇告 示 保安林の指定の解除(森林保全課)</p> <p>保安林の指定予定(三件)(〃)</p> <p>保安林の指定の解除予定(〃)</p> <p>公共測量の終了(管理課)</p> <p>一般国道の区域の変更(道路課)</p> <p>県道の区域の変更(〃)</p> <p>一般国道の供用の開始(〃)</p> <p>県道の供用の開始(〃)</p> <p>開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)</p> <p>鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)</p> <p>遊技機の型式の検定(生活安全企画課)</p> | <p>目 次</p> |
|---|------------|

鳥取県告示第八百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のよ

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 八頭郡若桜町大字若桜字古城谷一五三一、一五三一の一、大字三倉字奥城ノ谷一六二二の一、字八兵衛谷一六二三の三八、一六二三の一から一六二三の三まで
- 二 指定の目的

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
指定施業要件を定めない森林の所在場所
- 二一 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町霞字曾根田八八五、字塔田八八六から八八九まで、江府町大字洲河崎字上エノ山一〇四八、一〇四九の一、一〇五〇の一、一〇五〇の一〇、一〇五〇の一
- 二二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字曾根田八八五、字塔田八八六から八八九まで、字上エノ山一〇四八・一〇五〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、う〇五〇の一〇、一〇五〇の一
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 四四 指定施業要件を定めない森林の所在場所
字上エノ山一〇四九の一
- (「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第八百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字名谷山一三六九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて総覽に供する。)

鳥取県告示第八百二十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量(東伯町下水道事業に必要な写真測量 縮尺五百分の一)
二 作業地域 東伯郡東伯町大字逢東及び大字徳万地内
三 終了年月日 平成九年十一月二十八日

鳥取県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十二月二十四日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二三二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区間	変更前後別	変更前	敷地の幅員 (メートル)	変更前後別	変更前	敷地の延長 (メートル)
一七九号	東伯郡羽合町大字久留字船津一 三一四地先から同大字字河原田 二〇一九地先まで	一一・七〇 三七・五	一一・七〇 一三九・三	（メートル）	（メートル）	（メートル）	（メートル）

鳥取県告示第八百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成九年十二月二十四日から一週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二三二〇）において一般の縦覧に供する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

		長江羽合線		路線名	区間	変更前後別	変更前	敷地の幅員 (メートル)	路線名	区間	変更前後別	変更前	敷地の幅員 (メートル)
	変更前		変更後		変更前	変更前後別	変更前	敷地の幅員 (メートル)			変更前	変更前	敷地の幅員 (メートル)
	九一三地先まで	鳥取市河内字上土居六一九一 地先から同市河内字塔谷口三六	東伯郡羽合町大字長瀬字南和乱 田二九〇一地先から同大字 久留字水下後四二一六地先まで	東伯郡羽合町大字長瀬字南和乱 田二九〇一地先から同大字 久留字水下後四二一六地先まで	五・〇 一六・二〇 一六・〇	五・〇 三三・〇	五・〇 三三・〇	（メートル）	倉吉江府溝 口線	上浅津田後	東伯郡羽合町大字今西字松垣一 九六一一地先から同町大字堀 字一ノ部一八九五一五地先まで	七・〇 三四・〇	八八〇・〇
	五・〇 一八・〇	六八八・〇	八二三・〇	六九一・〇	六九一・〇	六九一・〇	六九一・〇	（メートル）			一六・五〇 五五・五	一六・五〇 八八〇・〇	（メートル）
											三二・〇		（メートル）

河内槇原線		変更後	鳥取市河内字上土居六二九一—八・〇三 地先から同市河内字塔谷口三六四・〇	鳥取市河内字東土居三三三一三 地先から同字三六七一六地先ま で六・〇一〇・〇	鳥取市河内字上土居六二九一—八・〇三 地先から同市河内字塔谷口三六四・〇
路線名	区間				
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。	鳥取県告示第八百二十七号	平成九年十二月二十四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取市河内字上土居六二九一—八・〇三 地先から同市河内字塔谷口三六四・〇	鳥取市河内字上土居六二九一—八・〇三 地先から同市河内字塔谷口三六四・〇

鳥取県告示第八百二十八号		鳥取県告示第八百二十九号	平成九年十二月二十四日	鳥取県知事 西 尾 邑 次	平成九年十二月二十四日
路線名	区間				
東伯郡羽合町大字久留字船津一三一四地先から同大字字河原田二〇一九地先まで	平成九年十二月二十四日	長江羽合線 河内槇原線	上浅津田後 線 倉吉江府溝 口線 東伯郡羽合町大字長瀬字鉢手四三三地先から 同大字字尾成四三五地先まで	東伯郡羽合町大字今西字松垣一九六一一地 先から同町大字堀字一ノ部四二四一地先まで	平成九年十二月二十四日

鳥取県告示第八百二十八号
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成九年十二月二十四日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成九年一月二十二日 鳥取県指令都計二一一第三号
- 二 工区（第一工区）に含まれる地域の名称
鳥取市湖山町北三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市

鳥取市長 西尾 遼富

鳥取県告示第八百三十号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月七日 鳥取県指令米土維十第三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原六丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原七丁目一一三

井上 智寛

鳥取県告示第八百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

鳥取県告示第八百三十二号
昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成十年一月一日から施行する。

平成九年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表羽合町農業協同組合の項中「株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」を「株式会社山陰合同銀行羽合支店」に改め、同表鳥取北条農業協同組合の項中「株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」を「株式会社山陰合同銀行北条支店」に改める。

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第八十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第

平成九年十一月十七日 鳥取県指令鳥土維第十七号
二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市的場二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治六七七

前田 源藏

因申) 第九条第一項の規定による届出を以て。平成九年十一月廿四日

鳥取県公報委員会

本
審

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社ニューギン				
申 請 者	住 所	名古屋市中村区島森町三丁目56				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	新井 悠司				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該當機	3Dみっちゃん ニューギン	株式会社 700342	平成9年12月24 日から3年間		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社平和				
申 請 者	住 所	桐生市広沢町二丁目3014-8				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	中島 権				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間	
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 1号イ該當機	ピーチパイ娘	株式会社 平 和	700351	平成9年12月24 日から3年間	

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	ベルコ株式会社				
申 請 者	住 所	東京都台東区東上野一丁目12-13				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	鈴木 輝晃				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 敹 期 間	
回胴式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該當機	サルカニガッセ ベルコ 株式会社	740237	平成9年12月24 日から3年間		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	山佐株式会社				
申 請 者	住 所	新見市高尾362-1				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	佐野 慎一				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 敹 期 間	
回胴式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該當機	デルデルコソウ 山 佐 株式会社	740271	平成9年12月24 日から3年間		